

被災事業者再建支援事業補助金に関する よくあるご質問(Q&A)

[目 次]

1. 補助対象者	P4
2. 補助対象事業(経費)	P7
3. 補助対象期間	P9
4. 補助金の交付	P10

【1. 補助対象者】	4
Q.令和5年7月12日からの大雨による被害を受けた中小企業等が今回の補助対象者となっているが、どの程度被害を受けていれば補助対象者となるか.....	4
Q.小規模事業者や個人事業主も対象となるか.....	4
Q.小規模事業者とはどのような事業者を指すのか.....	4
Q.常時使用する従業員はどのようなものを指すのか.....	4
Q.業種はどのように考えればよいか.....	5
Q.農家は対象となるか？.....	5
Q.一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人は、補助対象になるか.....	5
Q.商工会議所・商工会の会員でなければ、今回の補助金の申請は行えないのか.....	6
Q.申請にあたっては、どの商工会・商工会議所に相談すればよいか.....	6
Q.どのように商工会又は商工会議所と申請手続きを進めればよいか.....	6
Q.既に事業継続計画(BCP)を策定済みなのですが、申請に伴い、所定の様式(第1号様式 別紙4)により、新たに策定した事業継続計画(BCP)を提出する必要はありますか.....	6
Q.申請書はどこに提出すればよいか.....	6
Q.県内に本社を有しているが、事業実施場所は県外である場合、申請対象になるか.....	7
Q.これから開業する者は対象となるか.....	7
Q.複数店舗に分けて申請することは可能か.....	7
Q.生産性向上、販路開拓など災害からの事業再建に向け2つの事業を新規に始める予定であるが、2件申請することは可能か.....	7
【2.補助対象事業(経費)】	7
Q.どのような事業が補助対象となるか.....	7
Q.どのようなものが補助対象経費になるか.....	7
Q.補助対象とならない経費はあるか.....	7
Q.災害復旧にかかる費用のみでの申請は可能か.....	8
Q.既に実施した取り組みや今からすぐ実施する取り組みも補助対象となるか.....	8
Q.移動販売用のキッチンカーの導入費は、補助対象となるか.....	8
Q.デリバリー用のバイク導入費は、補助対象となるか.....	8
Q.既に自社ECサイトやHPがある場合、その改良は対象事業に含まれるか.....	8
Q.試作のために機器が揃っている施設を借り上げる費用は対象となるか.....	9
Q.被災後に公的融資を受けているが、本補助金に申請できるか.....	9
Q.国の「事業再構築補助金」や県が今年度公募していた「収益力強化支援事業費補助金」・「石川県DX(デジタル化)設備導入補助金」など、他の補助制度との併用は可能か.....	9
Q.契約期間が補助事業期間を越えるソフトウェア使用権等を購入し、毎月支払が発生する場合、契約期間が補助対象期間外の経費は対象となるか.....	9
【3.補助対象期間】	9
Q.補助対象期間(経費が補助対象となる期間)はいつまでか？.....	9
Q.補助対象期間の最終日に納品のあった機械装置の支払を、翌日(対象期間外)に行った場合は補	

助対象外となるか	9
Q.交付申請時に予定していた事業実施期間よりも短期間で事業を終了してもよいか？	9
Q.見積書を交付決定日前に受領したが、問題ないか	10
Q.補助対象期間中に開催される予定だった展示会が補助対象期間以降に延期になった場合、補助対象期間として対象となるか？	10
【4.補助金の交付】	10
Q.補助金は先着順か	10
Q.申請すれば必ず交付されるか.....	10
Q.どのような観点で審査するのか	10
Q.採択・交付決定はいつ頃か	10
Q.補助金の支払はいつ頃か	11
Q.「給付金」と「補助金」の違い.....	11
Q.県や国の補助金との併用は可能か.....	11

【1. 補助対象者】

Q. 令和5年7月12日からの大雨による災害で被災した中小企業等が今回の補助対象者となっているが、どの程度被害を受けていれば補助対象者となるか

A. 今回の自然災害により、自社の事業用資産に損壊等の被害を受けた事業者等を指します。申請にあたっては、その被害を証した行政機関発行の公的証明(罹災証明書・被災証明書等)の添付が必要です。

※発行元の行政機関等の都合により公的証明の取得が間に合わない場合は、取得でき次第直ちに追加提出してください。

Q. 小規模事業者や個人事業主も対象となるか

A. 対象となります。

Q. 小規模事業者とはどのような事業者を指すのか

A. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に規定するものを指します。

具体的には、常時使用する従業員の数が、

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	5人以下	
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下	
製造業その他	20人以下	であること。

Q. 常時使用する従業員はどのようなものを指すのか

A. 本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします

- ・会社役員(従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。)
- ・個人事業主本人および同居の親族従業員
- ・(申請時点で)育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員
※法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者
- ・以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等

①日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者(ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。)

②所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員(※)」の所定労働時間に比べて短い者

※本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員(1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である)はパートタイム労働者とします。

Q. 業種はどのように考えればよいか

A. 下記をご参照ください

〈商品・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)〉

「他者から仕入れた商品を販売する(=他者が生産したモノに付加価値をつけることなく、そのまま販売する)事業」、「在庫性・代替性のない価値(=個人の技能をその場で提供する等の流通性がない価値)を提供する事業」のことを言います。

※自身で生産、捕獲・採取した農水産物を販売するのは「商業・サービス業」ではなく「製造業その他」に分類されます。

〈サービス業のうち、宿泊業・娯楽業〉

「宿泊を提供する事業(また、その場所で飲食・催事等のサービスを併せて提供する事業も含まれる。)<日本標準産業分類:中分類75(宿泊業)>」「映画、演劇その他の興行および娯楽を提供する事業、ならびにこれに附帯するサービスを提供する事業<同:中分類80(娯楽業)>」のことを言います。

〈製造業その他〉

「自者で流通性のあるモノ(ソフトウェアのような無形の商品や無形の価値を含む)を生産する事業、他者が生産したモノに加工を施したりするなどして、更なる価値を付与する事業(在庫性のある商品を製造する事業)」のことを言います。なお、「商業・サービス業」、「宿泊業・娯楽業」、「製造業」の定義に当てはめることが難しい事業(建設業、運送業等)や、区分が異なる複数の事業を営んでいるなど判断が難しい場合は、「その他」として、「製造業その他」の従業員基準を用います。

Q. 農家は対象となるか？

A. 株式会社や有限会社といった会社法上の法人であれば対象となりますが、農事組合法人は対象外となります。

Q. 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人は、補助対象になるか

A. いずれも対象となりません。本事業では、中小企業基本法に定める中小企業者その他これに準ずる団体として、事業協同組合、企業組合、協業組合を対象としています。なお、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなすため、対象外となります。

- Q. 商工会議所・商工会の会員でなければ、今回の補助金の申請は行えないのか
- A. 会員、非会員を問わず、申請可能です。ただし、申請は商工会・商工会議所での確認を経て申請する必要があります。
- Q. 申請にあたっては、どの商工会・商工会議所に相談すればよいか
- A. 被災された事業所の所在地を管轄する商工会・商工会議所にご相談ください。
- Q. どのように商工会又は商工会議所と申請手続きを進めればよいのか
- A. ① 本補助金を活用した事業再建計画及び事業継続計画(BCP)(新たに作成する場合に限る)について、最寄りの商工会又は商工会議所にご相談のうえ、指導・助言を受けてください。※締切までに余裕をもって相談してください
- ② ①を踏まえ、事業再建計画及び事業継続計画(BCP)(新たに作成する場合に限る)を策定し、申請書類一式を商工会又は商工会議所に提出し内容の事前確認を依頼してください。
- ③ ②を経て、修正等した申請書類一式を令和5年10月27日(金)までに最寄りの商工会・商工会議所に提出してください。

事業継続計画(BCP)とは

自然災害や感染症などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

※BCP = Business Continuity Plan

- Q. 既に事業継続計画(BCP)を策定済みなのですが、申請に伴い、所定の様式(第1号様式 別紙4)により、新たに策定した事業継続計画(BCP)を提出する必要がありますか
- A. 既に事業継続計画(BCP)を策定している場合は、策定済みの計画の写し(PDF)をご提出ください。
- Q. 申請書はどこに提出すればよいか
- A. あらかじめ事業計画や申請書類について、会員・非会員を問わず、最寄りの商工会・商工会議所で相談・確認等行った上、令和5年10月27日(金)の期限までに、当該商工会・商工会議所に提出してください。

商工会・商工会議所を経由せずに提出された申請書は受け付けません。

※今回補助金では、石川県産業創出支援機構(ISICO)は申請窓口ではありませんのでご注意ください。

Q. 県内に本社を有しているが、事業実施場所は県外である場合、申請対象になるか

A. 補助対象外となります。実施場所も含め、県内である必要があります。

Q. これから開業する者は対象となるか

A. 対象となりません。

Q. 複数店舗に分けて申請することは可能か

A. できません。1事業者あたり1回限り申請可能です。

Q. 生産性向上、販路開拓など災害からの事業再建に向け2つの事業を新規に始める予定であるが、2件(生産性向上で200万円、事業再建で200万円)申請することは可能か

A. できません。1事業者あたり1回限り申請可能です。

【2.補助対象事業(経費)】

Q. どのような事業が補助対象となるか

A. 令和5年7月12日からの大雨による災害で被災した中小企業者が、以下の①②の取組について、実施する事業を補助対象とします。

① 中小企業者等の施設・設備であって、令和5年7月12日からの大雨による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、事業再建に不可欠な施設・設備の復旧等

② 生産性向上や販路開拓などによる事業再建を図る前向きな取組

Q. どのようなものが補助対象経費になるか

A. 事業再建に不可欠な施設・設備の復旧等に係る修繕費、設備購入費等です。また、生産性向上・販路開拓にかかる開発費(外注・委託費)、施設・設備の整備費(建物の改装費、機械装置・システム構築費)、販路開拓費(展示会等出展・開催費、広告宣伝費)等も対象となります。

※詳しくは「公募要領8ページ」を必ずご確認ください。

Q. 補助対象とならない経費はあるか

A. 事業に係る自社の人件費・旅費、販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費、文房具などの事務用品等の消耗品代等は補助対象外です。また、災害復旧費においても汎用性があり、目的外使用となりうるものや製品・半製品、原材料等棚卸資産の損失を補填するもの、予約キャンセル・休業に対する補てん、自宅等事業と関係のない施設・設備・備品、単なる取替更新で生産性の向上や新たな販路開拓につながらない機械装置等は補助対象外です。

※詳しくは「公募要領10ページ」を必ずご確認ください。

Q. 災害復旧にかかる費用のみでの申請は可能か

A. 可能です。

ただし、事業再建に不可欠な施設・設備の復旧にかかる費用に限られるため、自宅等の事業に関係のない施設・設備の復旧にかかる費用や設備の単なる取替更新にかかる費用については、補助の対象となりません。

Q. 既に実施した取り組みや今からすぐに実施する取り組みも補助対象となるか

A. 本補助金においては、令和5年7月12日からの大雨による災害で被災した中小企業者等を対象としており、発生した経費について、申請時に添付いただく行政機関の公的証明(罹災証明書・被災証明書等)に記載の罹災・被災原因の日時以降発生した経費を遡って、補助対象経費の範囲として認められます。

※仮に不採択となった場合は、補助金を受け取ることはできません

Q. 移動販売用のキッチンカーの導入費は、補助対象となるか

A. 生産性向上・販路開拓に必要なものであれば、対象となります。

ただし、特殊用途自動車(8ナンバー)と呼ばれる加工車登録を行っている場合に限りです。また、貨物車(1ナンバー、4ナンバー)をキッチンカーとして使用する場合は、車両本体は補助対象外ですが、積載される機材のみ(取付費用含む)を補助対象とすることができます。

Q. デリバリー用のバイク導入費は、補助対象となるか

A. バイク本体は対象外ですが、積載される機材のみ(取付費用含む)を補助対象とすることができます。

Q. 既に自社ECサイトやHPがある場合、その改良は対象事業に含まれるか

A. 生産性向上・販路開拓にかかるものであれば対象となります。

ただし、次の3点にご注意ください。

① 50万円／費目が補助金額の上限となります。

② 交付申請の際には、仕様書または企画書等(完成イメージが分かり、経費の根拠が明確に確認できるもの)も一緒にご提出ください。

③ 単にECサイトやHPを制作するだけでは、事業の効果の測定が難しいため、他の事業との相乗効果等、見込まれる効果を具体的に記載してください。

- Q. 試作のために機器が揃っている施設を借り上げる費用は対象となるか
- A. 事務所等として借り上げる場合は対象外となりますが、試作のためなど、一時的に借り上げる場合であれば、対象となります。試作のために借り上げるのであれば、開発費として計上してください。

- Q. 被災後に公的融資を受けているが、本補助金に申請できるか
- A. 申請できます。

- Q. 国の「事業再構築補助金」や県が今年度公募していた「収益力強化支援事業費補助金」・「石川県DX(デジタル化)設備導入補助金」など、他の補助制度との併用は可能か
- A. 同一の事業内容で、他の補助制度との併用はできません。内容が異なる(補助対象経費の明確な区分ができる)事業であれば、併用可能ですが、同一事業で複数の補助金を受けることはできません。他の補助制度の規定に反しないかは十分ご注意ください。

- Q. 契約期間が補助事業期間を越えるソフトウェア使用权等を購入し、毎月支払が発生する場合、契約期間が補助対象期間外の経費は対象となるか
- A. 当該経費が補助対象となる経費であれば、補助対象期間中の支払分は対象となる。一方、補助対象期間外の経費については、対象外となる。按分等の方式により、算出された補助事業期間分のみ補助対象となります。(見積書や振込受領書を提出する際に手書きで構いませんので計算式も記載してご提出してください。)

【3.補助対象期間】

- Q. 補助対象期間(経費が補助対象となる期間)はいつまでか?
- A. 令和6年1月19日(金)までです。
- Q. 補助対象期間の最終日に納品のあった機械装置の支払を、翌日(対象期間外)に行った場合は補助対象外となるか
- A. 補助対象外です。補助対象期間内に納品及び支払まで全て完了したものが対象です。
- Q. 交付申請時に予定していた事業実施期間よりも短期間で事業を終了してもよいか?
- A. 交付申請時に予定していた事業実施期間よりも短期間で補助事業を完了することは差し支えありませんが、補助対象期間を超えることは認められません。対象期間内にすべての手続きを完了する必要があります。

- Q. 見積書を交付決定日前に受領したが、問題ないか
- A. 見積書の作成依頼・受領は事業の着手とはみなされませんので、問題ありません。ただし、実際の発注時点における見積書の有効期限切れによる金額の変更にご注意ください。
- Q. 補助対象期間中に開催される予定だった展示会が補助対象期間以降に延期になった場合、補助対象期間として対象となるか？
- A. 交付申請時に予定していた展示会が補助対象期間外となった場合、出展をキャンセルすれば、キャンセル料やすでに支払い済みの費用(広告宣伝費等含む)は補助対象となりますが、令和6年1月以降に延期した展示会に出展する場合、その出展料等一式は、原則、補助対象外となります(令和6年1月19日(金)までの出展分のみ対象)。

【4.補助金の交付】

- Q. 補助金は先着順か
- A. 先着順ではありません。申請受付終了後、厳正な審査の上、予算の範囲内で、より優れた取組を採択(補助対象者を決定)します。なお、審査結果(補助対象者となるか否か)は、申請者に対して文書により通知します(審査に係る内容や不採択理由については、一切お答えできません)。
- Q. 申請すれば必ず交付されるか
- A. 必ず交付されるものではありません。審査結果次第で、不採択(不交付)となる場合があります。また、予算の範囲内で交付するため、採択された場合でも申請金額の全てに応じられないことがあります
- Q. どのような観点で審査するのか
- A. 主に以下の4つの観点から審査する予定です。審査基準に沿って事業計画を記載してください。
- ① 事業再建計画の妥当性
 - ② 事業再建計画の実現可能性
 - ③ 実施事業の効果
 - ④ 実施事業の政策性
- Q. 採択・交付決定はいつ頃か
- A. 現時点では11月下旬頃を予定しています。

Q. 補助金の支払はいつ頃か

A. 補助事業完了日(交付決定前に事業が完了した場合は、交付決定日)から1か月以内又は、令和6年1月31日(水)のいずれか早い日(土日祝日含む)までに、実績報告書等の提出を受け、適切な事業の執行を確認できた後(補助金額の確定後)、全額精算払いとなります。なお、書類に不備がない場合は提出いただいたものから優先的に処理していきますが、令和6年1月に入っての提出の場合、提出物の集中が予想されるため、補助金の支払いは遅れる場合があります。

Q. 「給付金」と「補助金」の違い

A. 「給付金」は、提示されている条件を満たしていれば、受け取ることができるのに対して、「補助金」には、審査があるので、『申請したら必ずもらえる』というものではありません。補助の有無や金額は「事前の審査」と「事後の検査」によって決まります。また、原則、補助金は後払い(精算払い)になるため、事業の実施後に必要書類を提出して検査を受けた後、受け取ることができます。ただし、申請内容に虚偽がある場合は、交付決定取り消しや交付済み補助金の返還を求める場合がありますので、ご注意ください。

Q. 県や国の補助金との併用は可能か

A. 同一の事業内容で、他の補助制度との併用はできません。内容が異なる(補助対象経費の明確な区分ができる)事業であれば、併用が可能ですが、同一事業で複数の補助金を受けることはできません。※他の補助制度の規定に反しないかも十分ご注意ください。

以上